

# 霧島市事業継続支援給付金

(令和3年度第2回飲食店取引事業者緊急支援型)

## 申請要領

霧島市商工観光部 商工振興課

**「事業継続支援給付金」を  
装った詐欺にご注意ください。**

## 1 霧島市事業継続支援給付金（飲食店取引事業者緊急支援型）について

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が、令和3年8月16日から9月30日まで、市内飲食店を対象に営業時間の短縮等を要請したことなどに伴い、飲食店との取引が減少するなど大きな影響を受けている市内の飲食店取引事業者の事業継続を支援及び下支えするため、霧島市が交付する給付金です。

## 2 対象者

### **飲食店取引事業者**

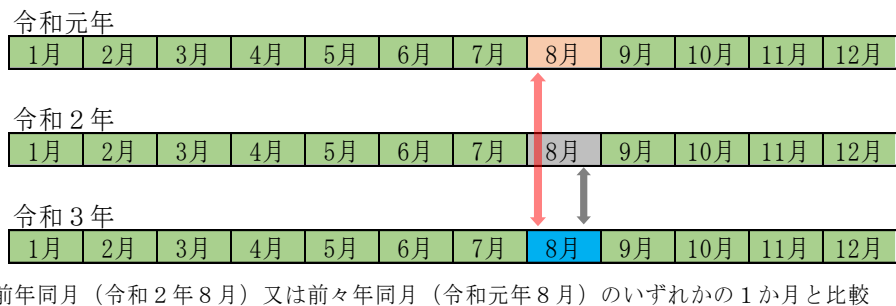
- ※ 飲食店の求めにより当該飲食店の業務に供する物品又はその運営に必要なサービスを直接かつ継続して供給する法人及び個人事業者のことをいいます。
- ※ フリーランスを含む個人事業者については、全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち事業所を有しないものは令和3年6月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。
- ※ 開業以降、同一の飲食店と複数回の直接取引を行っている方に限ります。
- ※ 取引先の飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得し、主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる事業所が対象です。
- ※ 霧島市事業継続支援給付金（第4期、令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第3－5期、令和3年度宴会場等設置事業者緊急支援型）の給付を受けた又は受けようとする方は申請できません。

## 3 要件

以下の（1）～（9）全てを満たすもの

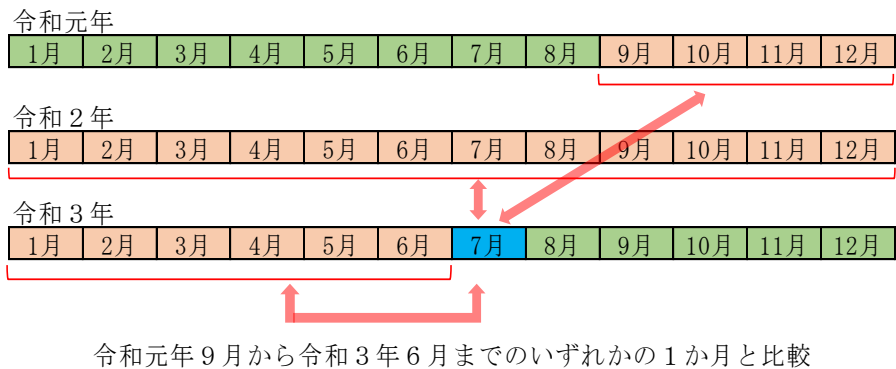
- （1） 令和3年6月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- （2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。
  - ① 令和元年8月1日以前から引き続き市内で事業を継続している飲食店取引事業者の場合は、令和3年7月、令和3年8月又は令和3年9月のいずれかの指定する1か月（以下「指定月」という。）の売上が、前年同月又は前々年同月と比較して、30パーセント以上減少していること。

①例：指定月を令和3年8月とする場合



② 令和元年8月2日から令和3年6月1日の間に事業を開始した飲食店取引事業者の場合は、指定月の売上が、令和元年9月から令和3年6月までの間の任意の1か月の売上と比較して、30パーセント以上減少していること。

②例：指定月を令和3年7月とする場合



- (3) 令和元年分又は令和2年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得若しくは給与所得又は不動産所得（鹿児島県税条例(昭和38年条例第23号)の定めるところにより課税される場合に限る。）のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 令和元（平成31）年又は令和2年に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

#### 4 給付額

法人 一律 **33** 万円

個人事業者 一律 **16.5** 万円

#### 5 申請

法人や個人事業者ごとに申請してください。

(1) 申請期限

令和 **3** 年 **12** 月 **3** 日 (金) ※消印有効

(2) 申請方法

原則として**郵送**

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解、ご協力をお願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課 「事業継続支援給付金」担当 宛

#### 6 給付までの流れ

① 申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。

↓

② 申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。

↓

③ 交付・確定決定通知書の送付

不交付決定通知書の送付

↓

④ 支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市事業支援」

現金での支給はできません。

「キシマジギョウエン」

申請書類に不備が無い場合、受付日から20日程度で給付します。

(ただし、連休前後は通常より時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。)

)

## 7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電 話：0995-55-1603

FAX：0995-55-1528

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

ホームページURL：<https://www.city-kirishima.jp>

受付時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

霧島市 事業継続支援給付金 検索 